

大雨特別警報の指標について

令和5年3月
気象庁 大気海洋部 気象リスク対策課

<MENU>

1. 警戒レベルにおける大雨特別警報の位置づけ
2. 大雨特別警報の指標の改善
3. 新たな指標における基準値の設定
4. 指標の改善による捕捉事例の拡大
5. 新たな指標において想定される運用成績
6. その他

1. 警戒レベルにおける大雨特別警報の位置づけ

警戒レベルと警戒レベル相当情報

内閣府 避難情報に関するガイドライン（令和4年6月）より

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
				水位情報がある場合 <small>(下段：国管運河川の洪水の危険度分布※1)</small>	水位情報がない場合 <small>(下段：洪水警報の危険度分布)</small>	内水氾濫に関する情報	土砂災害に関する情報 <small>(下段：土砂災害の危険度分布)</small>	高潮に関する情報
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保 <small>(命の危険が迫っている場合)</small>	氾濫発生情報 <small>(危険度分布：黒)</small> <small>(即断している可能性)</small>	大雨特別警報 (浸水害) ^{※2} 危険度分布：黒 <small>(即断)</small>		大雨特別警報 (土砂災害) 危険度分布：黒 <small>(即断)</small>	高潮特別警報 ^{※3}
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞								
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 <small>(事前3年の大規模地震以前の避難勧告のサインで実施)</small>	氾濫危険情報 <small>(危険度分布：紫)</small> <small>(即断危険水位超過情報)</small>		内水氾濫危険情報 <small>(水位警報・水高にない浸水に関する情報)</small>	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 <small>(即断)</small>	高潮特別警報 ^{※4} 高潮警報 ^{※4}
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 [*]	高齢者等避難	氾濫警戒情報 <small>(危険度分布：赤)</small> <small>(即断危険水位超過)</small>	洪水警報 危険度分布：赤 <small>(即断)</small>		大雨警報(土砂災害) 危険度分布：赤 <small>(即断)</small>	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	氾濫注意情報 <small>(危険度分布：黄)</small> <small>(即断注意水位超過)</small>	危険度分布：黄 <small>(即断)</small>		危険度分布：黄 <small>(即断)</small>	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報					

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせて、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からシステムで提供される情報）
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※1 HP上に公表している国管運河川の洪水の危険度分布（外水/ライン）では、観測水位等が詳細（左右岸200m等）の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。
※2 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水/氾濫、内水/氾濫のいずれによるものか区別がつかない場合が多いため、これをまとめて大雨特別警報（浸水害）の対象としている。
※3 水位高知海軍において都道府県知事から発表される情報、台風に伴う高潮の観測上昇が即時に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないものがある。
※4 高潮警報は、高潮に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングを考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の連帯低気圧に高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。

注）本資料では、気象庁が提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府(防災担当))では、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなっています。

高齢者等において危険な場所からの避難が必要とされるのが、氾濫警戒情報や大雨警報(土砂災害)などの警戒レベル3相当情報、危険な場所からの避難が必要とされるのが、氾濫危険情報や土砂災害警戒情報などの警戒レベル4相当の情報です。

一方、災害がすでに発生している可能性が極めて高く、命の危険が迫っているときに発表されるのが大雨特別警報であり、警戒レベル5相当の情報に位置づけられています。この情報が発表された際は直ちに身の安全を確保することが求められます。

2. 大雨特別警報の指標の改善

大雨特別警報の従来の指標における課題等

従来の大雨特別警報の指標

以下の①又は②を満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続く予想される地域の中で、土砂キキクルで**最大の危険度**が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）、洪水キキクル又は浸水キキクルで**最大の危険度**が出現している市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表。

① 長時間指標

48時間降水量及び**土壌雨量指数**において、**50年に一度の値**以上となった5km 格子が、ともに**50格子**以上まとまって出現。

② 短時間指標

3時間降水量及び**土壌雨量指数**において、**50年に一度の値**以上となった5km 格子が、ともに**10格子**以上まとまって出現。

※土壌雨量指数は土砂災害の危険度ではなく、先行降雨の影響度を見積もる目的で利用。

<課題>

大雨特別警報を発表したが多大な被害までは生じなかった事例が多くみられる（以下は具体例）。

- ・平成26年8月の三重県の大雨特別警報
- ・平成26年9月の北海道の大雨特別警報
- ・平成29年7月の島根県の大雨特別警報

また、多大な被害が発生したにも関わらず、大雨特別警報の発表に至らなかった事例もみられる。

<改善のポイント>

警戒レベル5相当の状況に一層適合させるよう、災害発生との結びつきが強い「指数」を用いて大雨特別警報の新たな指標を設定



大雨特別警報の対象地域を大幅に絞り込んだ発表が見込まれる。また、島しょ部など狭い地域への発表も可能となる。

レベル5相当の情報としての信頼度を高め、自治体の防災対応を強力に支援

5

従来の大雨特別警報は、長時間指標と短時間指標という2つの条件を用いて運用していました。

長時間指標：48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km 格子が、ともに50格子以上まとまって出現。

短時間指標：3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km 格子が、ともに10格子以上まとまって出現。

従来の指標においては、大雨特別警報を発表したが多大な被害までは生じなかった事例が多くみられたり、逆に、多大な被害が発生したにも関わらず、大雨特別警報の発表に至らなかった事例もみられるといった課題がありました。

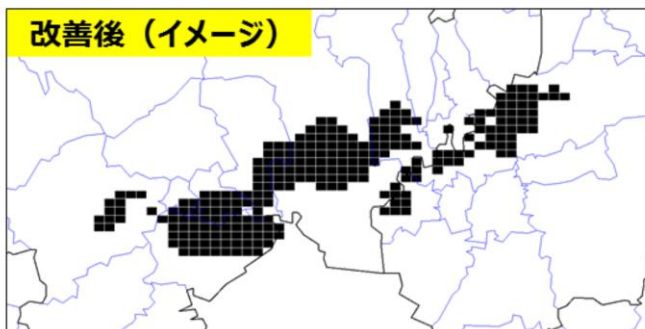
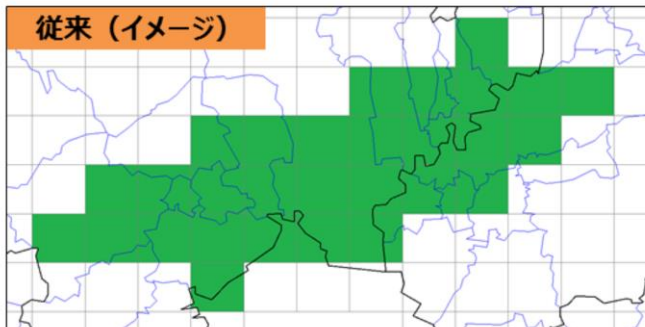
これを改善するため、災害発生との結びつきが強い「指数」を用いて大雨特別警報の新たな指標を設定しました。これにより、対象地域を大幅に絞り込んだ発表や島しょ部など狭い地域への発表が可能となり、レベル5相当の情報としての信頼度が高まり、自治体の防災対応を強力に支援するといった効果が期待されます。

大雨特別警報の発表判断に用いる指標の変更

5 kmメッシュの降水量等
(50年に一度の値)



1 kmメッシュの指数の値
(特別警報の基準値)



6

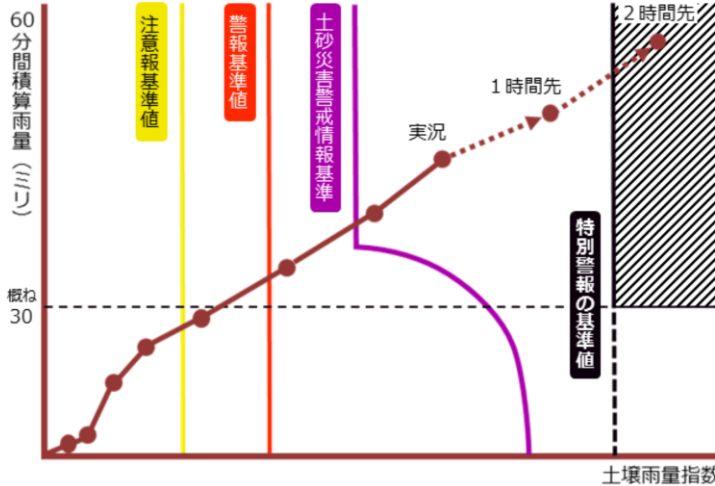
従来は5キロ格子の降水量などを発表判断の指標としていたところ、新たな手法では1キロ格子の災害発生との結びつきが強い「指数」の値を指標として用います。

3. 新たな指標における基準値の設定

大雨特別警報（土砂災害）の指標、基準値設定の考え方

多大な災害が発生した時間帯の土壤雨量指数の値を大雨特別警報の指標に用いる基準値とする。

イメージ図



基準値の設定に用いる災害

土砂災害警戒情報

→集中的に発生する急傾斜地崩壊及び土石流

大雨特別警報（土砂災害）

→多大な被害をもたらす土砂災害（大規模または同時多発的な土石流）

※ 指標に用いる基準値は基準Ⅱ（キキル赤の基準）からの超過幅として都道府県単位を基本に設定。

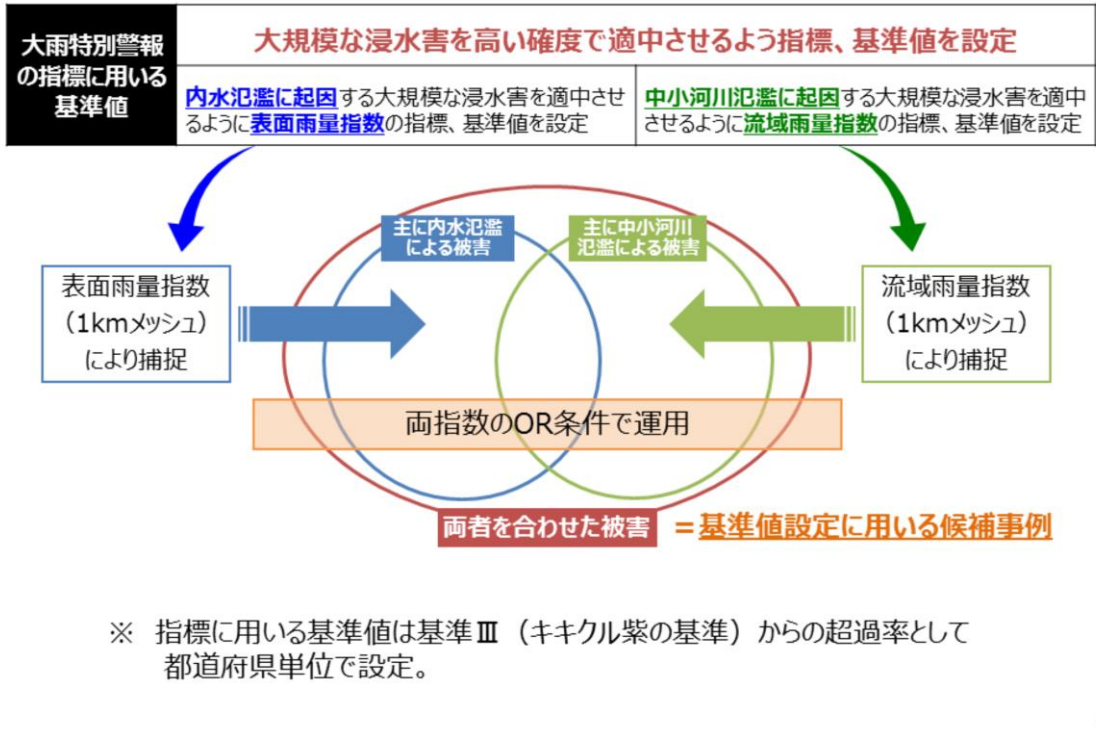
8

大雨特別警報（土砂災害）については、過去に多大な被害が発生したときの土壤雨量指数の値を基準値として設定しています。

令和2年7月30日から全国的な運用を開始しました。

指標に用いる基準値は基準Ⅱ（キキル赤の基準）からの超過幅として概ね都道府県単位で設定しています。

大雨特別警報（浸水害）の指標、基準値設定の考え方



大雨特別警報（浸水害）については、過去の大規模な浸水害を高い確度で適中させることができるよう、表面雨量指数および流域雨量指数の値を基準値として設定しています。

令和4年6月30日から運用を開始しました。

表面雨量指数は内水氾濫に起因する大規模な浸水害、流域雨量指数は中小河川氾濫に起因する大規模な浸水害をそれぞれ適中させるために用いています。指標に用いる基準値は基準Ⅲ（キキクル紫の基準）からの超過率として都道府県単位で設定しています。

大雨特別警報の指標の詳細

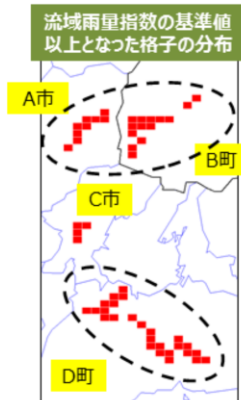
大雨特別警報（土砂災害）の指標〈R2.7.30〜〉

以下の条件を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等に発表。
土壌雨量指数として定める特別警報の基準値（土砂キキル黒の基準値）以上となる1km格子が10個以上まとまって出現。

大雨特別警報（浸水害）の指標〈R4.6.30〜〉

以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等に発表。

- ① 表面雨量指数による指標
表面雨量指数として定める特別警報の基準値（浸水キキル黒の基準値）以上となる1km格子が30個以上まとまって出現。
- ② 流域雨量指数による指標
流域雨量指数として定める特別警報の基準値（洪水キキル黒の基準値）以上となる1km格子が20個以上まとまって出現。



基準値超過格子が

- ・23格子まとまって出現（北側の点線に囲まれた部分）
- ・26格子まとまって出現（南側の点線に囲まれた部分）



この格子群はA市、B町、D町にまたがって分布



A市、B町、D町は流域雨量指数の指標を満たす

10

〈大雨特別警報の新たな指標の詳細〉

大雨特別警報（土砂災害）：基準値に達する1キロ格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合。

大雨特別警報（浸水害）：基準値に達する1キロ格子が表面雨量指数においては概ね30格子、流域雨量指数においては概ね20格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合。

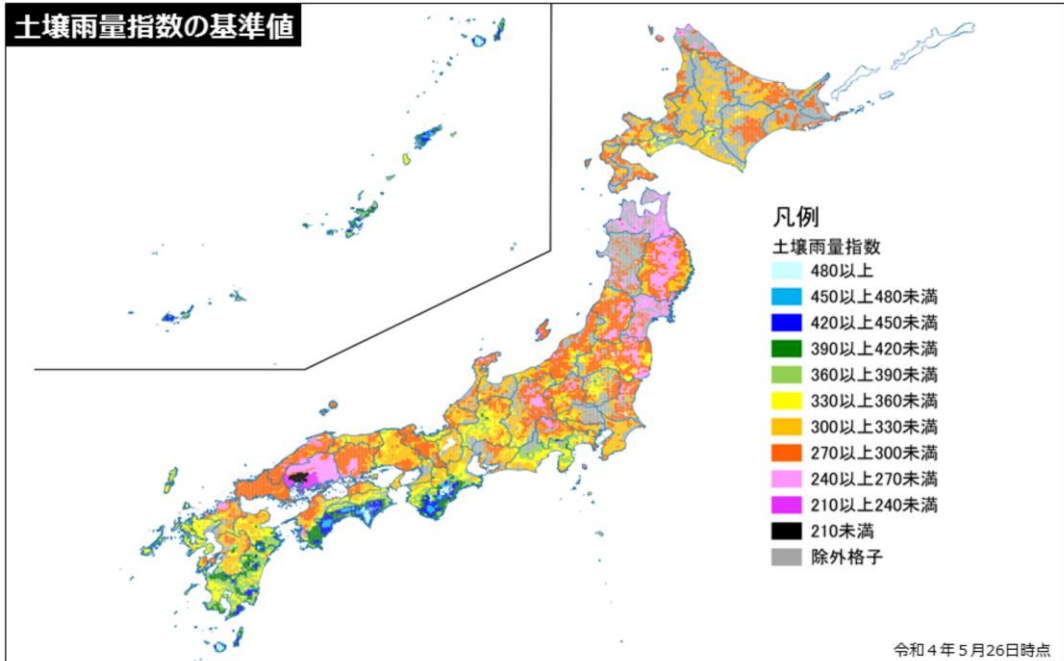
※ここでの「激しい雨」とは、10分間に概ね5ミリ以上（1時間に概ね30ミリ以上）の雨に相当。

左下の図では、流域雨量指数の基準値以上となったメッシュが赤く塗りつぶされています。北側の地域では23個のまとまった格子群がA市とB町にかかり、南側の地域では26個のまとまった格子群がD町にかかっていますので、A市とB町とD町が流域雨量指数の指標を満たしていることとなります。

大雨特別警報（土砂災害）の基準値

過去の多大な土砂災害発生時の土壌雨量指数の値から当該都道府県の基準値を設定。被害経験のない都道府県については、都道府県境付近の土壌雨量指数の値が連続的になるように設定。

土壌雨量指数の基準値



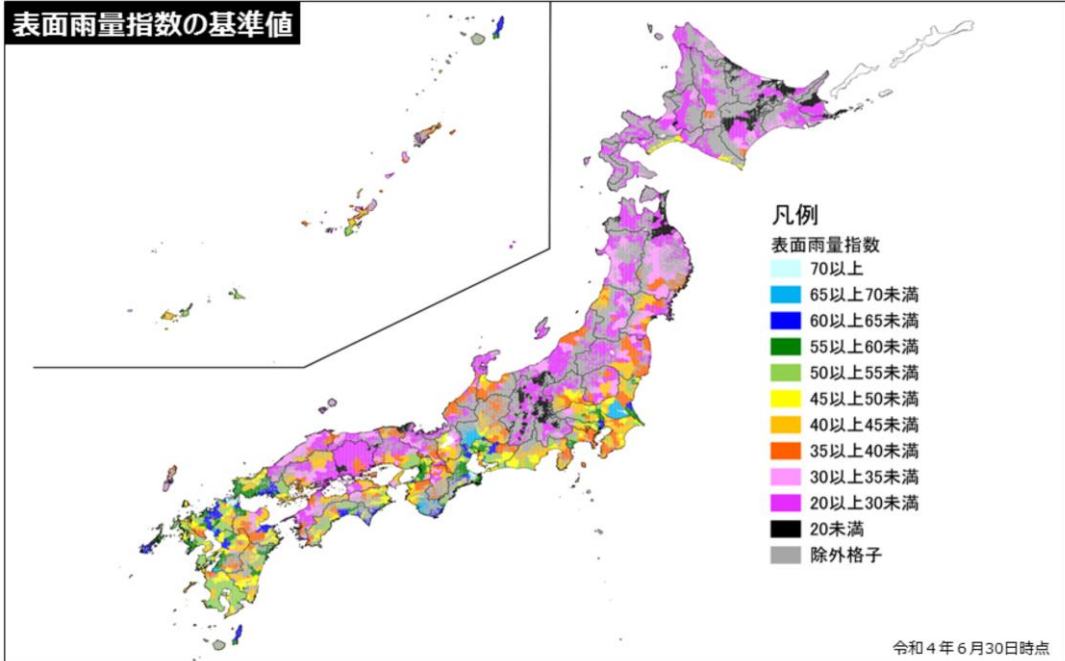
11

地域毎の災害特性を反映した基準値を設定するという考え方の下、大規模または同時多発的な土石流が発生した時間帯における土壌雨量指数の値を被災地域の基準値としています。被災地域を含む都道府県については、警報基準値からの超過幅が被災地域におけるそれと同一となるよう、概ね都道府県単位を基本として特別警報の基準値を設定しています。さらに、被災地域を含まない都道府県については、被災地域を含む都道府県で設定した基準値（土壌雨量指数の値）が都道府県境付近で連続的になるよう基準値を設定しています。

大雨特別警報（浸水害）の基準値

過去の大規模な浸水害発生時の表面雨量指数の値から当該都道府県の基準値を設定。被害経験のない都道府県については、被害経験のある都道府県の基準値を参考に設定。

表面雨量指数の基準値



12

地域毎の災害特性を反映した基準値を設定するという考え方の下、内水氾濫による過去の大規模な浸水害を従来の指標と同程度の割合で捕捉しつつ、適中率が可能な限り改善されるような水準を念頭に、キキクル紫の基準からの超過率が都道府県単位で一定になるよう特別警報の基準値を設定しています。さらに、被害経験のない都道府県については、被害経験のある都道府県における超過率の平均を採用して基準値を設定しています。

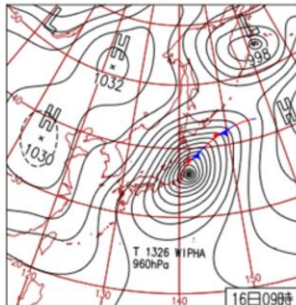
4. 指標の改善による捕捉事例の拡大

指標の改善により発表が可能となる事例（土砂災害）

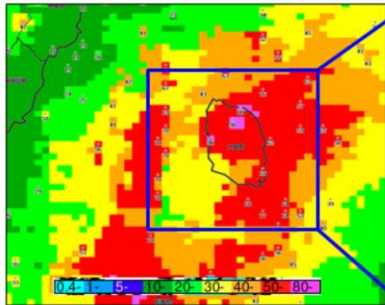
従来の指標では
発表されない事例

○平成25年10月16日（台風第26号の接近に伴う大雨）

台風第26号が16日明け方に関東地方沿岸に接近、その後、関東の東海上を北上した。このため、15日と16日を中心に西日本から北日本の広い範囲で暴風、大雨となった。特に東京都大島町では、台風がもたらす湿った空気の影響で、16日未明から1時間100ミリを超える猛烈な雨が数時間降り続き、24時間の降水量が800ミリを超える記録的な大雨となった。

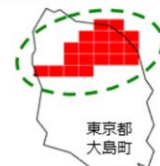


地上天気図（10月16日9時）



解析雨量（10月16日2時）

基準値超過格子が
まとまって20格子出現



大雨特別警報（土砂災害）の
発表が想定される地域：大島町

新たな指標に用いる土壌雨量指数の基準値
を超過する格子の出現状況（10月16日2時）



斜面崩壊した三原山外輪山と土石流跡
(伊豆大島火山防災連絡事務所撮影)



都道まで流入し堆積した土砂や流木
(伊豆大島火山防災連絡事務所撮影)

<土砂災害による被害>

	床上 浸水	住家 全半壊	死亡または 行方不明
大島町	74	207	39

※住家被害は国土交通省水管理・国土保全局「令和2年水害統計調査」、人的被害は内閣府ホームページ「防災情報のページ」による。

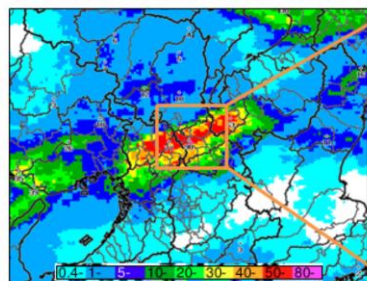
危険な降雨となっている範囲が狭いため、従来の指標では発表対象とはならないものの、新たな指標では発表が可能となる事例（土砂災害編）です。

平成25年台風第26号が関東地方沿岸に接近し、伊豆大島では10月16日未明から1時間100ミリを超える猛烈な雨が数時間降り続き、24時間の降水量が800ミリを超える記録的な大雨となりました。16日2時頃、伊豆大島では特別警報の基準値（土壌雨量指数）に達する1キロ格子が10個以上まとまって出現しており、新たな指標においては発表が想定されます。

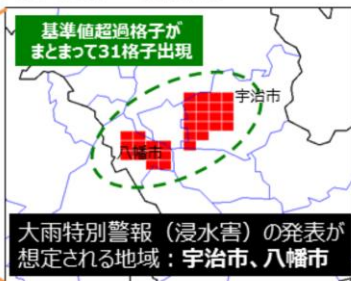
指標の改善により発表が可能となる事例（浸水害）

従来の指標では
発表されない事例

○平成24年8月14日（前線による大雨） 京都府



解析雨量（8月14日6時）



表面雨量指数の基準値を超過する格子の
出現状況（8月14日6時）

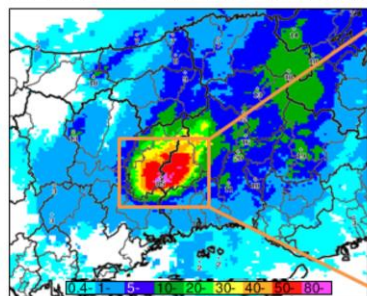
大雨特別警報（浸水害）の発表が
想定される地域：宇治市、八幡市

<中小河川氾濫または内水氾濫による被害>

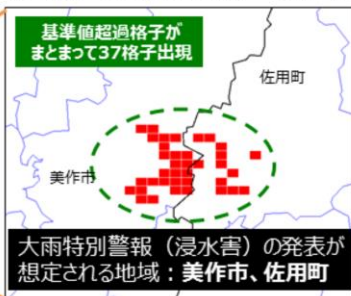
	床上 浸水	住家 全半壊	死亡または 行方不明
宇治市	586	1	2
八幡市	28	0	0

※住家被害は国土交通省水管理・国土保全局「令和2年水害統計調査」、人的被害は内閣府ホームページ「防災情報のページ」による。

○平成21年8月9日（台風第9号の接近に伴う大雨） 岡山県～兵庫県



解析雨量（8月9日21時）



流域雨量指数の基準値を超過する格子の
出現状況（8月9日21時）

大雨特別警報（浸水害）の発表が
想定される地域：美作市、佐用町

<中小河川氾濫または内水氾濫による被害>

	床上 浸水	住家 全半壊	死亡または 行方不明
佐用町	434	1202	18
美作市	204	127	0

※住家被害は国土交通省水管理・国土保全局「令和2年水害統計調査」、人的被害は内閣府ホームページ「防災情報のページ」による。

15

危険な降雨となっている範囲が狭いため、従来の指標では発表対象とはならないものの、新たな指標では発表が可能となる事例（浸水害編）です。

<上段の事例>

平成24年8月13日から14日にかけて、前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込み、近畿中部を中心に大雨となり、局地的に猛烈な雨となりました。大阪府高槻市で1時間に約110ミリの猛烈な雨を解析し、京都府宇治市では3時間に約190ミリの雨を解析しました。14日6時頃、京都府宇治市から八幡市にかけて特別警報の基準値（表面雨量指数）に達する1キロ格子が30個以上まとまって出現しており、新たな指標では発表が想定されます。

<下段の事例>

平成21年台風第9号周辺の湿った空気の影響で、8月8日から11日にかけて西日本および東日本の太平洋側と東北地方の一部で大雨となりました。この期間の総雨量が四国ではとこにより700ミリを超えたほか、徳島県、香川県、岡山県、兵庫県の一部では、8月の月降水量平年値の2倍を超える記録的な大雨となりました。9日21時頃、岡山県美作市から兵庫県佐用町にかけて特別警報の基準値（流域雨量指数）に達する1キロ格子が20個以上まとまって出現しており、新たな指標では発表が想定されます。

5. 新たな指標において想定される運用成績

大雨特別警報（土砂災害）において想定される運用成績

従来の指標と比較して発表頻度（事例数）は少し増加するが、捕捉率を維持したまま、発表範囲（市町村数）の大幅な絞り込み（適中率の改善）が見込まれる。

発表頻度（事例数）は増加

- 従来の指標：25事例
- 新たな指標：28事例

例えば、以下の事例についても発表されるようになる。
・「平成25年台風第26号」（伊豆大島の土砂災害）
・「平成26年8月豪雨」（広島市の土砂災害）
・「平成30年7月豪雨」（愛媛県宇和島市の土砂災害）

多大な災害をより的確に捕捉（捕捉率の維持）

- 従来の指標
⇒ 大規模または同時多発的な土石流等が発生した60市町村のうち、**49**市町村（**82%**）に発表。
- 新たな指標
⇒ 大規模または同時多発的な土石流等が発生した60市町村のうち、**49**市町村（**82%**）に発表。

発表範囲が大幅に絞り込まれる（適中率の改善）

- 従来の指標
⇒ **1323**市町村に発表。そのうち、49市町村（**4%**）で大規模または同時多発的な土石流等が発生。
- 新たな指標
⇒ **190**市町村に発表。そのうち、49市町村（**26%**）で大規模または同時多発的な土石流等が発生。

※ 検証期間は平成18年～令和2年の15年間。

※ 平成20年以降は危険度分布の最大危険度による発表市町村の絞り込みを実施した場合の集計結果。

17

発表頻度（事例数）は従来の指標で25事例、新たな指標で28事例となり、1割程度増加します。

従来の指標における捕捉率80%程度を維持したまま、発表範囲（市町村数）が1323市町村から190市町村へと大きく絞り込まれることになり、適中率は4%から26%へ大幅に改善することが見込まれ、適中率を高めるという今回の改善方針に合致しています。

大雨特別警報（浸水害）において想定される運用成績

従来の指標と比較して発表頻度（事例数）は少し増加するが、捕捉率を維持したまま、発表範囲（市町村数）の大幅な絞り込み（適中率の改善）が見込まれる。

中小河川氾濫または内水氾濫

・**発表事例数：28**

・**適中率：38%**

（延べ130市町村に発表 → うち、49市町村で大規模な浸水害*が発生）

・**捕捉率：47%**

（延べ104市町村で大規模な浸水害*が発生 → うち、49市町村に発表）

※中小河川氾濫または内水氾濫による床上浸水と住家全半壊の合計が300棟以上

（参考）従来の指標

・発表事例数：22

・適中率：10%（60/591）

・捕捉率：58%（60/104）

死者・行方不明者を伴う事例に絞ると、

※ 2022年度版の基準Ⅲをもとに設定した基準Ⅳを2006年～2019年の期間において評価したもの（流域雨量指数については下限値3.0を設定）

捕捉率64%（28/44） ※従来：捕捉率64%（28/44）

<参考> 中小河川氾濫

流域雨量指数の基準値のみにより捕捉

・**発表事例数：22**

・**適中率：25%**

（延べ102市町村に発表 → うち、26市町村で大規模な浸水害*が発生）

・**捕捉率：58%**

（延べ45市町村で大規模な浸水害*が発生 → うち、26市町村に発表）

※中小河川氾濫による床上浸水と住家全半壊の合計が300棟以上

（参考）従来の指標

発表事例数：21

適中率：6%（30/526）、捕捉率：67%（30/45）

<参考> 内水氾濫

表面雨量指数の基準値のみにより捕捉

・**発表事例数：12**

・**適中率：43%**

（延べ46市町村に発表 → うち、20市町村で大規模な浸水害*が発生）

・**捕捉率：36%**

（延べ55市町村で大規模な浸水害*が発生 → うち、20市町村に発表）

※内水氾濫による床上浸水と住家全半壊の合計が300棟以上

（参考）従来の指標

発表事例数：20

適中率：7%（21/297）、捕捉率：38%（21/55）

18

発表頻度（事例数）は従来の指標で22事例、新たな指標で28事例となり、3割程度増加します。

捕捉率は従来の指標では58%に対して新たな指標では47%とやや劣りますが、死者・行方不明者を伴う事例に絞れば捕捉率は維持されます（64%）。一方、発表範囲（市町村数）は591市町村から130市町村へと大きく絞り込まれることになり、適中率は10%から38%へ大幅に改善することが見込まれ、適中率を高めるという今回の改善方針に合致しています。

6. その他

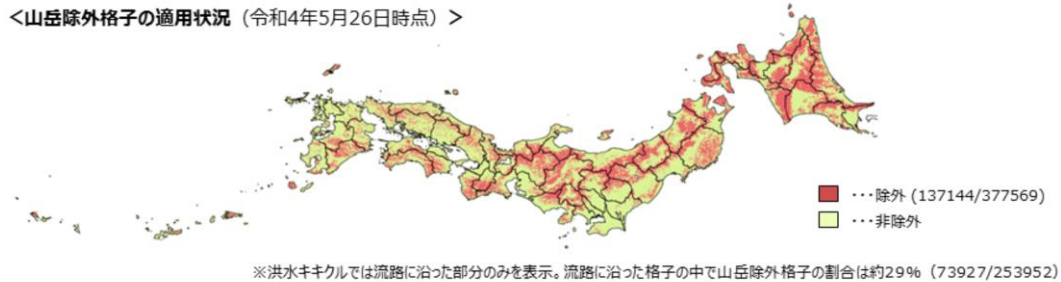
洪水キキクルの山岳除外格子において「災害切迫」(黒) は非表示

- 警報・注意報が発表されたときも含め、実際にどこで災害発生の危険度が高まっているかを一目で確認できるようキキクルを提供している。
- キキクルにおいて山岳除外格子の危険度は原則として表示しないが、洪水キキクルでは、上流で大雨となっている状況を可視化し下流に対して早めの避難を促す観点から、「注意」(黄)、「警戒」(赤)及び「危険」(紫)を表示している。
- 早めの避難を促す観点では、「危険」(紫)までを表示することにより、その目的は満たしている。
- 一方、「災害切迫」(黒)については、判定に用いない格子を表示すると、それぞれの場所におけるその時点の危険度を伝える観点で、大雨特別警報がすぐにも発表になるのではという誤解を与えるおそれがある。
- このため、洪水キキクルの山岳除外格子では、「災害切迫」(黒)は表示しない。

赤
紫
黄
黒
緑

赤 } 災害が発生するおそれ(立ち退き避難を促す)
 黒 } すでに災害発生(立ち退き避難は手遅れ)

<山岳除外格子の適用状況(令和4年5月26日時点)>



<山岳除外格子の運用>

大雨警報(浸水害)、大雨注意報	洪水警報、洪水注意報	浸水キキクル(地図表示)	洪水キキクル(地図表示)
特別警報：発表なし	—	「災害切迫」(黒)：非表示	「災害切迫」(黒)：非表示
		「危険」(紫)：非表示	「危険」(紫)：表示
警報：発表なし	警報：発表なし	「警戒」(赤)：非表示	「警戒」(赤)：表示
注意報：発表あり	注意報：発表あり	「注意」(黄)：表示	「注意」(黄)：表示

20

警報・注意報が発表されたときも含め、実際にどこで災害発生の危険度が高まっているかを一目で確認できるようキキクルを提供しています。キキクルにおいて山岳除外格子の危険度は原則として非表示にしていますが、洪水キキクルでは上流で大雨となっている状況を可視化し下流に対して早めの避難を促す観点から、「注意」(黄)、「警戒」(赤)及び「危険」(紫)を表示しています。

早めの避難を促す観点では、「危険」(紫)までを表示することにより、その目的は達成できていること、また、「災害切迫」(黒)について判定に用いない格子を表示すると、それぞれの場所におけるその時点の危険度を伝える観点で、大雨特別警報がすぐにも発表になるのではという誤解を与えるおそれがあるため、洪水キキクルの山岳除外格子では、「災害切迫」(黒)は表示しないこととしています。

大雨特別警報の指標の改善に関する変遷

指標	50年に一度の値 < 5kmメッシュ>	危険度分布の技術（指数） < 1kmメッシュ>							
		極めて危険 (濃い紫)		大雨特別警報の指標 に用いる基準値					
		土砂災害	浸水 又は洪水	土砂災害	浸水 洪水				
平成29年 7月7日～	土砂災害 長時間指標	50格子	-	50格子	出現	-	-	-	
	土砂災害 短時間指標	-	10格子	10格子	出現	-	-	-	
↓	土砂災害の新たな 指標の全国的運用	令和2年 7月30日～	浸水害 長時間指標	50格子	-	50格子	-	出現	-
			浸水害 短時間指標	-	10格子	10格子	-	出現	-
↓	土砂災害について 新たな指標へ一本化	令和3年 6月8日～	土砂災害 新たな指標	-	-	-	-	-	10格子
			浸水害 長時間指標	50格子	-	50格子	-	出現	-
↓	浸水害の新たな 指標の運用開始	令和4年 6月30日～	浸水害 短時間指標	-	10格子	10格子	-	出現	-
			土砂災害 新たな指標	-	-	-	-	-	-
			浸水害 新たな指標	-	-	-	-	-	30格子 20格子

※ 東京都伊豆諸島北部では令和元年10月11日より土砂災害の新たな指標を先行的に導入
 ※ 1kmメッシュ土壌雨量指数への移行が完了していない一部地域では、土砂災害の新たな指標を用いず短時間指標を引き続き運用

21

- ・平成25年8月に運用を開始。平成29年7月までは「50年に一度の値」のみを指標として運用。
- ・平成29年7月：危険度分布の技術を活用し、50年に一度の大雨となっている地域の中で、危険度が高まっている市町村に絞り込んで発表する手法に変更。
- ・令和2年7月：大雨特別警報（土砂災害）の短時間指標について、土壌雨量指数としての基準値を設定し、基準値に達した1キロ格子が概ね10個以上まとまって出現した場合に発表する手法に変更。
- ・令和3年6月：上述の手法を長時間指標にも拡大することにより、大雨特別警報（土砂災害）は指数のみを用いて発表する手法となる。
- ・令和4年6月：大雨特別警報（浸水害）について、表面雨量指数（流域雨量指数）としての基準値を設定し、基準値に達した1キロ格子が概ね30個（20個）以上まとまって出現した場合に発表する手法に変更。